

✚ 貨物概要

甲及び本底で、国内において組立てて完成品（靴）にするもの  
 甲—革製、本底—プラスチック製  
 甲と本底は同数提示

✚ 分類

関税率表第 6403.99 号-2-（統計番号 6403.99-021、-022、-029）の  
 甲が革製、本底がプラスチック製の靴

✚ 分類理由

本品は、提示の際に完成した物品としての重要な特性を有すると認められ、本底及び甲が同数提示されていることから、関税率表の解釈に関する通則 2（a）を適用し、完成した靴として分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に  
 おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全  
 部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお  
 いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる  
 ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望  
 される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）